

## 前回審議会における提案事項に係る検討状況

### (1) 青少年が議論を交わす場の設置（及びその反映）について

#### 【浅川委員のご提案概要】

- ・自分たちの力で解決することを考えることができる場を作るべき。
  - ・北海道の「未来の担い手」を育成するという目標を掲げ、北海道の未来について議論してもらう場「北海道若者議会」を作る必要がある。
- ※全国的には様々な自治体で「若者同士で意見を交わす場」を作っている。

#### [状況分析]

### (1) 国や道の計画における考え方について

#### 国『子供・若者育成支援推進大綱』（第3項（5）施策の推進等）

（子供・若者の意見の反映）

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、その形成過程において子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集や、直接参加型の意見交換等を推進する。

#### 道『青少年健全育成基本計画』（第4章 発達段階に応じた主な取組）

◎ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【思春期】

○ 多様な体験機会の提供

- ・ 青少年自身の考え、意見を発表する機会や、施策へ反映する機会の拡充に努めます。

### (2) 国の取組状況

#### ① 内閣府「ユース政策モニター」制度

- ・ 全国から小中高若者 360 名のモニターを募集（任期年度末）し、年間 4～5 回テーマに Web で回答。
- ・ このほか、モニターの希望者とは、特定の政策テーマについて関係府省職員と少人数のグループに分かれ、意見交換を実施。

#### ② 「子ども基本法」を踏まえた子どもの意見反映プロセスのあり方検討

- ・ 国は R 4. 6 の「こども基本法」の成立を踏まえ、3 大綱（少子化対策、

子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策)を、来秋を目途に統合するとともに、子ども政策の決定過程における子どもの意見反映プロセスのあり方について、国内外の事例収集や有識者による検討を始めたところ。

### (3) 他自治体の取組状況について

#### ① 全国の子ども・若者議会の状況

##### ア 都府県

- ・ R4.9現在、都府県の48%で「若者議会」の実施実績あり。
- ・ その8割は議会事務局や教育庁による議会制度への関心喚起が目的。
- ・ 意見を県政に取り入れることを目的としたものは1都府県。

##### イ 市町村

- ・ 2018年現在、全国市町村の34%が子ども・若者議会の取組あり。
- ・ 2016年の公選法改正(選挙権年齢が18歳以上に引き下げ)時に開始した市町村が特に多く、議会事務局、教育委員会、選管が主体となった取組が8割を占める。
- ・ 開催の趣旨は、主に街や議会への関心喚起であり、市町村の周年記念事業のセレモニーとして単発的に実施するケースが多い。
- ・ 先進事例として、新城市(愛知県)では平成26年に若者条例を制定し、「若者議会」を定め、16名の市内委員、5名の市外委員等で構成。数事業(観光・市民活動・防災・移住など)を市長に答申し、翌年度予算に反映。

### (4) 道の主な取組状況について

#### ① 子供・若者施策に関する若者意見の反映の取組

##### ア 「北海道青少年健全育成審議会」委員に若者枠を設定 一般公募枠のうち1名

##### イ 「日本の次世代リーダー養成塾」(塾長:経団連会長)

道内の高校生に次代の担い手としての自立を促すため、公募・選抜した10名を福岡県・佐賀県で開催される同塾に2週間派遣。

派遣後、アンケートを実施し、10月に派遣生と事務局のオンライン意見交換会の開催を予定。

##### ウ 「少年の主張」

道内の中学生が自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力を身につける契機とする事業。教育機関と連携し、担当教員から指導を受けながら育成。16名を表彰し、優秀者に発表の場を提供(全道から2万6千人が参加)

エ 「元気づくりプロジェクト」

青少年の自立に向け、地域で青少年の社会参加活動を促進する団体の活動を支援（H21～ 年数団体）

オ その他の若者参加型の施策形成事例

- ・ 高校生の参加を得た大麻撲滅啓発の施策展開（道警）
- ・ 大学生の参加を得たSNSトラブル防止や大麻撲滅啓発の施策展開（道民生活課）

② 世代間合意が不可欠である分野の施策

ア 地球温暖化防止対策条例の見直しに関する「気候次世代 100 人会議 in 北海道」（2021. 12. 18 直接参加型）（気候変動対策課）

※北大の協力を得て、事前の学習動画配信や当日のファシリテートにより、活発な議論の環境を整えて実施。

イ 子育て政策や少子化対策に若者の感性や意見を反映させる「ユースプランナー制度」（2022. 8. 2～）（保健福祉部）

ウ 「子どもの権利条約」や「少子化対策推進条例」を踏まえた、子どもの意見を施策に反映させる取組（保健福祉部）

- ・ 「子どもの未来づくり審議会」への「子ども部会」の設置
- ※ 子ども委員は中・高生 17 人で構成され、審議会が提示するテーマに沿って、部会で議論し、毎年度、知事に提言を行っている。
- ※ 今後、保健福祉部では、「こども基本法」の成立に伴う、国の子どもの意見反映プロセスのあり方の検討の動きを注視しながら、道の取組を検討することとしている（R4. 5 に庁内検討会議を設置）。

**[対応方向]**

- 道は上記のような取組を進めているが、国は来年4月の「こども基本法」の施行を踏まえ、来秋を目途に「子ども大綱」を策定することとし、子どもの意見反映のあり方についても検討を進めているところ。道としても、本年5月に設置した庁内検討会議において関係部局が連携して対応を検討していく予定。
- 当事務局は、道の基本計画を踏まえ、青少年の考えや意見を施策に反映する機会の拡充に努めていくとともに、新たな大綱策定に向けた国の動向や庁内の検討状況を審議会に報告し意見をいただきながら、青少年の意見の施策への反映について検討していくものです。

## (2) 本道の課題（分散広域性と地域格差、学校教育との一体性） について

### 【浅川委員のご提案概要】

- ① 北海道には、分散・広域性と地域格差がある。これに配慮した取り組みをどのように具体化するのかという課題がある。  
※ 関連して、「基本計画」の指標と数字目標も、本道の状況（札幌圏、中核市、それ以外の地方の違い）に合せたものとして欲しい。
- ② 北海道の「未来の担い手作り」のためには学校教育との一体的な取組が必要である。そのための企画調整（縦割りから横断する組織編成へ）の必要がある。参加の場を作っても、担い手としての力の育成がないなら、青少年は「社会のお客様」のままである。「18歳成人法」の施行に対応した高校教育の目標の変更（卒業までに「市民に育てる」）を具体化していく必要がある。本審議会も教育行政と有機的に関連する「社会総掛かり」の事業を構想するべきだと考える。

### [状況分析と対応方向]

- ① 本道の課題（分散・広域性）への対応について
  - 広域・分散型という本道の特性については、現行の基本計画においても課題とされており、対応方向として、「第5章 推進体制」では、「広大な面積をもつ北海道では、道民に身近な施策を展開する市町村と連携していくほか、情報の共有化を行う」とするとともに、庁内、国や民間団体との連携により、地域の実情に応じた施策展開に取り組んでいます。
  - 指標について、各関係計画との整合を図る必要がありますが、審議の参考指標として、札幌圏、中核市、それ以外の地域に分けた数値を提供できるか、各関係課等に確認したところです（当課関連の参考指標も調整します）。
- ② 学校教育との一体性について
  - 基本計画に基づき、庁内に「青少年健全育成庁内連絡会議」を設置し、道と道教委、道警察が連携・協力し総合的に施策を推進しています。
  - 基本計画は、教育、福祉、警察などの各関係審議会での議論を踏まえた施策で形成されており、当審議会には関係部局からオブザーバー出席を受けるとともに、当審議会で出された論点を伝えることにより、各施策（部局・審議会）との連携を図っていきます。